

横浜特定複合観光施設設置運営事業 参加資格審査等手続きに関する様式集及び記載要領

修正箇所対照表

| 頁 | 様式 | 箇所 | 修正前 | 修正後 |
|----|-----|------------|---|---|
| 23 | 4-2 | 第1条 第3項 | 当社は、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業若しくはこれらの顧問弁護士等、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、本提案等のために本秘密情報等を知る必要がある最低限度の者（後略） | 当社は、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関若しくはこれらの顧問弁護士等、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、本提案等のために本秘密情報等を知る必要がある最低限度の者（後略） |
| 26 | 4-3 | 3行目 | 代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業若しくはこれらの顧問弁護士等、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、本提案等のために本秘密情報等を知る必要がある最低限度の者（後略） | 代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関若しくはこれらの顧問弁護士等、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち、本提案等のために本秘密情報等を知る必要がある最低限度の者（後略） |